

令和元年度 北海道青少年健全育成基本計画推進状況

| 基本方針：Ⅳ 社会環境の浄化の促進 — 施策の目標：9 青少年の非行を助長するおそれのある社会環境の浄化 | | | | | | | | | | |
|--|-----|-------------------------------|---|--|----|----------------------|----------------------|-------|------------|----|
| 主な取組 | 番号 | 事業名 | 事業の概要 | 30年度実績(H30)、元年度実施予定(R1) | 再掲 | H30予算額 (一般財源) | R1予算額 (一般財源) | 所管部局 | 課 | 備考 |
| ㊦ 非 行 防 止 対 策 の 推 進 | 242 | 青少年健全育成促進費 (青少年育成推進事業費補助金) | (公財)北海道青少年育成協会が行う青少年健全育成の道民運動を促進するための経費に対し助成する。 | 本掲参照(53) | 再掲 | 36,428 (36,428) | 35,073 (35,073) | 環境生活部 | 道民生活課 | |
| | 243 | 青少年健全育成促進費 (非行防止特別対策事業) | 北海道青少年健全育成条例の遵守徹底と青少年に有害な環境の浄化を図るため、行政と地域住民との協働による有害環境浄化活動を推進する。 | 本掲参照(54) | 再掲 | 2,464 (2,464) | 2,391 (2,391) | 環境生活部 | 道民生活課 | |
| | 244 | 家庭児童相談室設置運営事業費 | 各総合振興局(振興局)に家庭相談員を配置し、家庭における児童の諸問題についての相談を受け付ける。 | 本掲参照(80) | 再掲 | 19,798 (19,798) | 19,778 (19,778) | 保健福祉部 | 子ども子育て支援課 | |
| | 245 | 児童相談所及び一時保護所費 | 道立児童相談所及び一時保護所の維持運営費 | 本掲参照(296) | 再掲 | 410,261 (254,662) | 444,022 (266,535) | 保健福祉部 | 子ども子育て支援課 | |
| | 246 | いじめ等対策総合推進事業費 | いじめや不登校等の問題を抱えた児童生徒の早期発見や、早期の課題解決を図る。 | 本掲参照(48) | 再掲 | 214,604 (142,560) | 210,805 (142,525) | 教育庁 | 生徒指導・学校安全課 | |
| | 247 | 少年非行防止対策費 | 非行少年のたまり場の発見・解消活動などの各種非行防止活動を推進するため、各種会議、啓発活動を行う。 | H30 ・少年のカウンセリングや相談活動等を適切かつ効果的に行うため、委嘱したカウンセリングアドバイザーによる、少年サポートセンター職員を対象としたスーパーバイズを実施した。 ○平成30年度中のスーパーバイズ実施回数～9回 R1 ・カウンセリングアドバイザーによる、少年サポートセンター職員を対象としたスーパーバイズを実施予定。 | | 1,092 (546) | 756 (379) | 警察本部 | 少年課 | |
| | 248 | 少年補導員等活動促進費 | 少年補導員による街頭での補導、少年相談、非行集団の解体及び有害環境の浄化活動を行う。 | 本掲参照(64) | 再掲 | 17,990 (8,996) | 17,990 (8,996) | 警察本部 | 少年課 | |
| | 249 | 非行防止教室の実施 | 少年の非行防止と健全育成を図るため、警察官等が学校の授業に係わり「犯罪の愚かさ」と命の重さなどをテーマに、小・中・高等学校で授業を行う。 | H30 ・小・中・高等学校において実施。 ・小・中学校の校内放送を活用した非行防止教室を実施。 ○平成30年度中の実施回数～2,002回 R1 ・小・中・高等学校において実施予定。 ・小中学校の校内放送を活用した非行防止教室を実施予定。 | | 0 (0) | 0 (0) | 警察本部 | 少年課 | |
| | 250 | 少年の居場所づくり (JUMPプラン) | 少年の非行防止と立ち直り支援のため、関係機関との連携により、ボランティア体験、料理教室など少年の多種多様な活動が可能な「居場所」を提供する活動を行う。 | 本掲参照(265) | 再掲 | 0 (0) | 0 (0) | 警察本部 | 少年課 | |

令和元年度 北海道青少年健全育成基本計画推進状況

基本方針：Ⅳ 社会環境の浄化の促進 — 施策の目標：9 青少年の非行を助長するおそれのある社会環境の浄化

| 主な取組 | 番号 | 事業名 | 事業の概要 | 30年度実績(H30)、元年度実施予定(R1) | 再掲 | H30予算額 (一般財源) | R1予算額 (一般財源) | 所管部局 | 課 | 備考 |
|--------------|-------------|---|--|---|-------------------|-------------------|-----------------|-------|--------|----|
| 薬物乱用の防止対策の推進 | 251 | 覚せい剤乱用防止啓発事業費 | 北海道薬物乱用防止指導員等を対象とした研修会の実施のほか、リーフレット等啓発資材の作成・配布などを行う。 関係職員等に対する薬物乱用防止に関する研修等を実施する。(医療従事者に対する医療用麻薬の適正使用推進含む) 北海道薬物乱用防止指導員が組織する北海道薬物乱用防止指導員連合協議会の活動に対し、補助を行う。 | H30・北海道薬物乱用防止指導員を対象とした研修会の開催 ・リーフレット、ポケットティッシュ等啓発資材の作成配布 ・関係職員等薬物乱用防止、医療用麻薬適正使用推進研修会等の実施 ・北海道薬物乱用防止指導員連合協議会の事業実施に必要な経費に対する補助 R1・北海道薬物乱用防止指導員を対象とした研修会の開催 ・リーフレット、ポケットティッシュ等啓発資材の作成配布 ・関係職員等薬物乱用防止、医療用麻薬適正使用推進研修会等の実施 ・北海道薬物乱用防止指導員連合協議会の事業実施に必要な経費に対する補助 | | 2,725 | 2,725 | 保健福祉部 | 医務薬務課 | |
| | | | | | | (2,725) | (2,725) | | | |
| | 252 | 麻薬等取締費 | 麻薬取扱者等の免許事務、麻薬業務所等や向精神薬営業所等に対する指導監督、麻薬中毒患者に対する措置、野生大麻、不正けしの除去などを行う。 | H30・麻薬取扱者の免許等事務 ・麻薬業務所等に対する指導監督等 ・向精神薬営業所等に対する指導監督等 ・麻薬中毒者に対する措置等 ・野生大麻自生地調査及び野生大麻・不正けしの除去の推進等 R1・麻薬取扱者の免許等事務 ・麻薬業務所等に対する指導監督等 ・向精神薬営業所等に対する指導監督等 ・麻薬中毒者に対する措置等 ・野生大麻自生地調査及び野生大麻・不正けしの除去の推進等 | | 4,593 | 4,590 | 保健福祉部 | 医務薬務課 | |
| | | | | | | (19) | (0) | | | |
| | 253 | 性教育研究協議会兼薬物乱用防止教育研究協議会費 | 教職員に対し、性や薬物に関する正しい知識を身に付けさせ、指導力の向上を図るとともに、保護者や関係機関などの参加者を交えて、性教育・薬物乱用防止教育の地域ぐるみの取組を推進する。 | 本掲参照(42) | 再掲 | 995 (609) | 995 (609) | 教育庁 | 健康・体育課 | |
| | 254 | 少年非行防止対策費 | 非行少年のたまり場の発見・解消活動などの各種非行防止活動を推進するため、各種会議、啓発活動を行う。 | 本掲参照(247) | 再掲 | 1,092 (546) | 756 (379) | 警察本部 | 少年課 | |
| 255 | 少年補導員等活動促進費 | 少年補導員による街頭での補導、少年相談、非行集団の解体及び有害環境の浄化活動を行う。 | 本掲参照(64) | 再掲 | 17,990 (8,996) | 17,990 (8,996) | 警察本部 | 少年課 | | |
| 256 | 被害少年対策費 | 少年の覚せい剤等薬物被害の深刻な実態と少年の薬物に対する認識の変化に鑑み、啓発パンフレットを作成配布する。 | H30・薬物乱用防止パンフレットを作成し、全道の学校に配付した。 ○平成30年度作成部数～小学生用3万3,000部、中・高生用2万7,500部 R1・薬物乱用防止パンフレットを作成予定。 | | 292 (0) | 292 (0) | 警察本部 | 少年課 | | |

令和元年度 北海道青少年健全育成基本計画推進状況

| 基本方針：Ⅳ 社会環境の浄化の促進 — 施策の目標：9 青少年の非行を助長するおそれのある社会環境の浄化 | | | | | | | | | | |
|--|-----|------------------------------|---|---|----|---------------------|----------------------|-------|-------|----|
| 主な取組 | 番号 | 事業名 | 事業の概要 | 30年度実績(H30)、元年度実施予定(R1) | 再掲 | H30予算額 (一般財源) | R1予算額 (一般財源) | 所管部局 | 課 | 備考 |
| ⑧ 未成年者の飲酒・喫煙の防止対策の推進 | 257 | 青少年健全育成促進費 (非行防止特別対策事業) | 北海道青少年健全育成条例の遵守徹底と青少年に有害な環境の浄化を図るため、行政と地域住民との協働による有害環境浄化活動を推進する。 | 本掲参照(54) | 再掲 | 2,464 (2,464) | 2,391 (2,391) | 環境生活部 | 道民生活課 | |
| | 258 | 道民の健康づくり推進事業費 (たばこ対策推進事業) | 健康増進法に基づく北海道健康増進計画「すこやか北海道21」のたばこ対策に係る附属計画として平成25年3月に策定した「すこやか北海道21 たばこ対策推進計画」に基づき、市町村等の関係機関・団体との連携により、喫煙が及ぼす健康への影響についての普及啓発等、若年者の喫煙防止対策等を実施する。 | H30 ・喫煙が及ぼす健康への影響についての普及啓発の推進 ・未成年者の喫煙防止 ・妊産婦の喫煙防止と女性の喫煙率低下 ・たばこをやめたい人に対するサポート体制の充実 ・官公庁施設、飲食店その他の多くの人が利用する施設での受動喫煙防止 R1 ・喫煙が及ぼす健康への影響についての普及啓発の推進(市町村と連携した普及啓発) ・未成年者の喫煙防止(市町村と連携した普及啓発) ・妊産婦の喫煙防止と女性の喫煙率低下(市町村と連携した普及啓発) ・たばこをやめたい人に対するサポート体制の充実(リーフレット等を活用した普及啓発、相談窓口設置) ・官公庁施設、飲食店その他の多くの人が利用する施設での受動喫煙防止(空気もおいしい施設の登録件数:4,665件) | | 18,616 (309) | 7,872 (3,937) | 保健福祉部 | 地域保健課 | |
| | 259 | 少年非行防止対策費 | 非行少年のたまり場の発見・解消活動などの各種非行防止活動を推進するため、各種会議、啓発活動を行う。 | 本掲参照(247) | 再掲 | 1,092 (546) | 756 (379) | 警察本部 | 少年課 | |
| | 260 | 少年補導員等活動促進費 | 少年補導員による街頭での補導、少年相談、非行集団の解体及び有害環境の浄化活動を行う。 | 本掲参照(64) | 再掲 | 17,990 (8,996) | 17,990 (8,996) | 警察本部 | 少年課 | |

| 基本方針：Ⅳ 社会環境の浄化の促進 — 施策の目標：9 青少年の非行を助長するおそれのある社会環境の浄化 | | | | | | | | | | |
|--|-----|----------------------------|---|--|----|----------------------|----------------------|-------|------------|----|
| 主な取組 | 番号 | 事業名 | 事業の概要 | 30年度実績(H30)、元年度実施予定(R1) | 再掲 | H30予算額 (一般財源) | R1予算額 (一般財源) | 所管部局 | 課 | 備考 |
| ⑨ 青少年立ち直り支援の充実 | 261 | 青少年健全育成促進費 (非行防止特別対策事業) | 北海道青少年健全育成条例の遵守徹底と青少年に有害な環境の浄化を図るため、行政と地域住民との協働による有害環境浄化活動を推進する。 | 本掲参照(54) | 再掲 | 2,464 (2,464) | 2,391 (2,391) | 環境生活部 | 道民生活課 | |
| | 262 | 児童相談所及び一時保護所費 | 道立児童相談所及び一時保護所の維持運営費 | 本掲参照(296) | 再掲 | 410,261 (254,662) | 444,022 (266,535) | 保健福祉部 | 子ども子育て支援課 | |
| | 263 | 問題を抱える子ども等の自立支援事業 | いじめ、不登校、暴力行為、高校中退などの課題に対する未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組について調査研究を行う。 | 本掲参照(49) | 再掲 | 9,931 (0) | 8,947 (0) | 教育庁 | 生徒指導・学校安全課 | |
| | 264 | 少年非行防止対策費 | 非行少年のたまり場の発見・解消活動などの各種非行防止活動を推進するため、各種会議、啓発活動を行う。 | 本掲参照(247) | 再掲 | 1,092 (546) | 756 (379) | 警察本部 | 少年課 | |
| | 265 | 少年の居場所づくり (JUMPプラン) | 少年の非行防止と立ち直り支援のため、関係機関との連携により、ボランティア体験、料理教室など少年の多種多様な活動が可能な「居場所」を提供する活動を行う。 | H30 ・少年補導員や学生ボランティア、関係機関と連携した農業体験、学習支援等の少年の居場所づくり活動を積極的に実施した。 ○平成30年度中 実施回数～420回、参加少年人員～8,071人 R1 ・少年補導員や学生ボランティア、関係機関と連携した農業体験、学習支援等の少年の居場所づくり活動を企画、実施予定。 | | 0 (0) | 0 (0) | 警察本部 | 少年課 | |
| | 266 | スクールサポーター派遣事業 | 元警察官をスクールサポーターとして委嘱し、問題を抱える学校の要請に応じて派遣し、学校教職員・保護者と連携を図りながら、児童生徒の非行防止、立ち直り支援、安全確保対策等を継続的に行う。 | 本掲参照(292) | 再掲 | 18,093 (18,046) | 18,093 (18,047) | 警察本部 | 少年課 | |

令和元年度 北海道青少年健全育成基本計画推進状況

| 基本方針：Ⅳ 社会環境の浄化の促進 — 施策の目標：10 青少年の健全な育成を阻害する有害環境の浄化 | | | | | | | | | | |
|--|-----|-------------------------------|--|-------------------------|----|----------------------|----------------------|-------|------------|----|
| 主な取組 | 番号 | 事業名 | 事業の概要 | 30年度実績(H30)、元年度実施予定(R1) | 再掲 | H30予算額 | R1予算額 | 所管部局 | 課 | 備考 |
| | | | | | | (一般財源) | (一般財源) | | | |
| ④ 有害環境の浄化の推進 | 267 | 青少年健全育成促進費 (青少年育成推進事業費補助金) | (公財)北海道青少年育成協会が行う青少年健全育成の道民運動を促進するための経費に対し助成する。 | 本掲参照(53) | 再掲 | 36,428 (36,428) | 35,073 (35,073) | 環境生活部 | 道民生活課 | |
| | 268 | 青少年健全育成促進費 (非行防止特別対策事業) | 北海道青少年健全育成条例の遵守徹底と青少年に有害な環境の浄化を図るため、行政と地域住民との協働による有害環境浄化活動を推進する。 | 本掲参照(54) | 再掲 | 2,464 (2,464) | 2,391 (2,391) | 環境生活部 | 道民生活課 | |
| | 269 | いじめ等対策総合推進事業費 | いじめや不登校等の問題を抱えた児童生徒の早期発見や、早期の課題解決を図る。 | 本掲参照(48) | 再掲 | 214,604 (142,560) | 210,805 (142,525) | 教育庁 | 生徒指導・学校安全課 | |
| | 270 | 少年非行防止対策費 | 非行少年のたまり場の発見・解消活動などの各種非行防止活動を推進するため、各種会議、啓発活動を行う。 | 本掲参照(247) | 再掲 | 1,092 (546) | 756 (379) | 警察本部 | 少年課 | |
| | 271 | 少年補導員等活動促進費 | 少年補導員による街頭での補導、少年相談、非行集団の解体及び有害環境の浄化活動を行う。 | 本掲参照(64) | 再掲 | 17,990 (8,996) | 17,990 (8,996) | 警察本部 | 少年課 | |

令和元年度 北海道青少年健全育成基本計画推進状況

基本方針：Ⅳ 社会環境の浄化の促進 — 施策の目標：10 青少年の健全な育成を阻害する有害環境の浄化

| 主な取組 | 番号 | 事業名 | 事業の概要 | 30年度実績(H30)、元年度実施予定(R1) | 再掲 | H30予算額 (一般財源) | R1予算額 (一般財源) | 所管部局 | 課 | 備考 |
|---------------|-----|--------------------------------|---|--|-----------|------------------|-----------------|-------|--------|----|
| ⑫ 消費者教育の推進 | 280 | 消費生活向上対策事業費 (消費生活センター管理運営費) | 道民の自主的かつ合理的な消費行動を促すため、北海道消費生活条例に基づき設置している道立消費生活センターの管理運営に要する経費。 | H30 ・展示ホール、くらしの広場を活用した消費者啓発 児童生徒、学生ほか広く道民に対し、商品テストの結果や最新の消費者被害の状況、消費生活に関する情報を紹介するため、展示ホール及びくらしの広場を設置 来場者数：16,946人 ・くらしのセミナーの開催 豊かで健全な消費生活を営む上で必要な知識の習得を目的とした学習会や消費者被害情報を提供するなどの各種講座を開催 開催回数：8回 R1 ・展示ホール、くらしの広場を活用した消費者啓発 児童生徒、学生ほか広く道民に対し、商品テストの結果や最新の消費者被害の状況、消費生活に関する情報を紹介するため、展示ホール及びくらしの広場を設置 ・くらしのセミナーの開催 豊かで健全な消費生活を営む上で必要な知識の習得を目的とした学習会や消費者被害情報を提供するなどの各種講座を開催 | | 139,713 | 141,903 | 環境生活部 | 消費者安全課 | |
| | | | | | (139,713) | (141,903) | | | | |
| | 281 | 消費生活向上対策事業費 (消費者行政推進事業) | 一般消費者・高齢者等・児童生徒・教員に区分してセミナーを開催し、消費者教育の推進を図るとともに、地域が連携して消費者問題に対応する機運醸成を図る。 | H30 ○消費者セミナー等の開催 ・くらしの安全・安心セミナー…一般消費者向けの日常生活における商品事故やトラブル等に関する講座 開催回数等：13市町、18回 ・高齢者消費者被害防止セミナー…高齢者に接する機会の多い関係者等を対象に悪質商法やその対策についての講座 開催回数等：10市町村、10回 ・消費者教育サポートセミナー…教員が行う研究会や生徒指導会議において若年者の消費者トラブル等の被害の実態と対策に関する最新の情報を提供 開催回数等：24市町村、41回 R1 ○消費者セミナー等の開催 ・くらしの安全・安心セミナー…一般消費者向けの日常生活における商品事故やトラブル等に関する講座 ・高齢者消費者被害防止セミナー…高齢者に接する機会の多い関係者等を対象に悪質商法やその対策についての講座 ・消費者教育サポートセミナー…教員が行う研究会や生徒指導会議において若年者の消費者トラブル等の被害の実態と対策に関する最新の情報を提供 | | 6,658 | 6,665 | 環境生活部 | 消費者安全課 | |
| | | | | | | (0) | (6,665) | | | |

基本方針：Ⅳ 社会環境の浄化の促進 — 施策の目標：10 青少年の健全な育成を阻害する有害環境の浄化

| 主な取組 | 番号 | 事業名 | 事業の概要 | 30年度実績(H30)、元年度実施予定(R1) | 再掲 | H30予算額 (一般財源) | R1予算額 (一般財源) | 所管部局 | 課 | 備考 |
|-------------------|-----|----------------------------|--|-------------------------|----|----------------------|----------------------|-------|------------|----|
| ⑬ 事業者等の自主規制の促進 | 282 | 青少年健全育成促進費 (非行防止特別対策事業) | 北海道青少年健全育成条例の遵守徹底と青少年に有害な環境の浄化を図るため、行政と地域住民との協働による有害環境浄化活動を推進する。 | 本掲参照(54) | 再掲 | 2,464 (2,464) | 2,391 (2,391) | 環境生活部 | 道民生活課 | |
| | 283 | いじめ等対策総合推進事業費 | いじめや不登校等の問題を抱えた児童生徒の早期発見や、早期の課題解決を図る。 | 本掲参照(48) | 再掲 | 214,604 (142,560) | 210,805 (142,525) | 教育庁 | 生徒指導・学校安全課 | |
| | 284 | 少年非行防止対策費 | 非行少年のたまり場の発見・解消活動などの各種非行防止活動を推進するため、各種会議、啓発活動を行う。 | 本掲参照(247) | 再掲 | 1,092 (546) | 756 (379) | 警察本部 | 少年課 | |